

# 介護予防支援の指定拡大に伴う 事務手続きについて

令和6年6月  
北九州市保健福祉局地域福祉推進課

※4月9日開催の説明会と併せてご確認ください。  
※事務手続きについては、経過措置対応を含むため、  
今後変更となる場合がございます。

1

## 【指定開始に伴うスケジュール】

時期	北九州市	指定介護予防支援事業者 (居宅介護支援事業所)
6月18日	地域包括支援に関する会議開催 (指定事業所について協議)	
6月19日～	【電子申請受付開始】 委託から指定介護予防支援事業者として 担当変更する予定の利用者については、 居宅届出の代わりに電子申請にて受付  ※新規及び認定更新予定（委託として担当し ている場合も）の利用者の場合は、各区 保健福祉課介護保険担当に居宅届出	利用者への説明、電子申請  ※利用者への説明、居宅届出
6月末	指定通知発送	
7月1日～	指定開始	・利用者との契約～ケアプラン作成等  ・委託から担当変更した利用者のケア プラン等は請求後、地域包括支援セ ンターに返却

※7月1日から指定介護予防支援事業者として利用者を担当する場合は、  
上記スケジュールになりますが、ケアプラン終了等に合わせ、  
担当変更することも可能です。  
※経過措置対応を含むため、今後変更となる場合がございます。

2

# 介護予防支援の指定拡大に伴う手続きについて

- (1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者を担当変更する場合
  
- (2) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

3

- (1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を介護予防支援事業者を担当変更する場合

## ① 解約届を受領（利用者へ説明）

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者として、担当変更する旨を利用者に説明し、同意を得る。

※市と利用者の契約を終了するため、利用者から解約届を受領してください。  
(スライド6)

## ② 電子申請（経過措置対応）

介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出する代わりに、担当変更する利用者について、電子申請をする。（6月19日～申請開始、随時受付）  
(スライド7)

## ③ 契約

新たに利用者と居宅介護支援事業者間の契約を締結する。  
※本市では、介護保険最新情報Vol.1260記載の「包括的な委託」は適用しません。  
※担当を変更する月の末日までは、市と利用者が契約をしているため、契約開始日にご注意ください。  
(例) 8月1日に担当変更する場合、7月31日までは、市と利用者が契約をしているため、居宅介護支援事業者と利用者の契約開始日は8月1日。

(1) 地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者を  
介護予防支援事業者に担当変更する場合

④ ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

**新たにケアプランを作成**する。

※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありますが、本市の様式を使用しても差し支えありません（スライド14）。

※担当者会議については、照会等の対応を可能とします。

⑤ 請求

介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接  
国保連に請求する。

⑥ ケアプラン返却

業務委託関係書類（ケアプラン等）は地域包括支援センターに返却する。

※返却時、**解約届を提出**してください。

※審査会資料を持参していただきますが、地域包括支援センターが処理後、  
再度居宅介護支援事業者にお渡しします。（経過措置対応）

5

解約届について

令和 年 月 日
解約届
北九州市長 様
<利用者> 住所
氏名 印
北九州市介護予防支援・介護予防支援事業（ケアマネジメント）契約について、 下記のとおり契約の解約を届け出ます。
記
1 契約解約年月日 令和 年 月 日
2 解約の理由 指定介護予防支援事業者である指定居宅介護支援事業者が提供する介護 予防支援に関する契約を締結するため。

現行の市と利用者との契約時に使用する「北九州市介護予防支援・介護予防支援事業（ケアマネジメント）契約書」は、新たに、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者と利用者が契約を締結した場合であっても、市と利用者の契約を終了する様式となっておりません。

**市と利用者の契約を終了する必要があるため、解約届が必要となります。**  
**（様式は、市ホームページに掲載）**

※契約書様式変更について

指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者と契約を締結した場合、市と利用者の契約が終了する文言を追加した様式に変更いたします。6月19日頃、各区統括支援センターにて配布開始予定です。

6

## 電子申請について

下記URLから申請ください。  
<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/3750669600715392474>  
市ホームページから、申請ページにリンクできます。

### 【最初の画面】

委託から指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について

入力の状況 0%

北九州市の「委託から指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について」のオンライン申請ページです。

**ログインして申請に進む**

ログインしていただく、申請の一時保存ができるようになります。

**メールを認証して申請に進む**

申請に利用するメールアドレスを入力してください

メールアドレス 必須

**確認メールを送信**

「メールを認証して申請に進む」を選択し、メールアドレスを入力してください。「確認メールを送信」を押すと、入力したメールアドレスに確認メールが届きます。届いたメールに掲載されたURLから申請してください。

7

## 電子申請について

### 【申請画面】

委託から指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について

入力の状況 0%

北九州市の「委託から指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について」のオンライン申請ページです。

**利用規約をご確認ください**

利用規約 必須 に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

**申請に進む**

を入れて、「申請に進む」を押す。

8

## 電子申請について

委託から指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について

入力の状況

入力フォーム

基本情報（連絡先）

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

次へ進む

連絡が取れる電話番号  
を入力する。

9

## 電子申請について

指定介護予防支援事業者として担当変更する利用者について

利用者の介護認定期間終了日 必須

※認定更新のタイミングで変更する場合は、通常どおり各区役所保健福祉課介護保険担当に居宅の届出を行ってください。電子申請不要です。

担当変更日 必須

指定介護予防支援事業者として担当開始する日を入力してください。

居宅介護支援事業所番号 必須

居宅介護支援事業所名 必須

担当者名 必須

介護支援専門員の氏名を入力ください。

担当包括 必須

利用者の住所を担当する包括圏域を選択してください。

各項目について、入力

- ①利用者の介護認定期間終了日  
(認定更新のタイミングで指定変更する場合は、通常どおり各区保健福祉課介護保険担当に居宅の届出を行ってください。電子申請不要です。)
- ②担当変更日（指定介護予防支援事業者として担当を開始する日）  
※カレンダーマークから、選択してください。
- ③居宅介護支援事業所番号
- ④居宅介護支援事業所名
- ⑤担当者名
- ⑥担当包括（利用者の住所を担当する包括圏域）

10

## 電子申請について

**利用者被保険者番号** 必須  
※頭の「0」の入力は不要です。

**利用者氏名** 必須

**生年月日** 必須  
利用者の生年月日を入力ください。

ケアプラン返却予定月 必須  
担当の地域包括支援センターにケアプランを返却する月（予定）を入力してください。

**次へ進む**

各項目について、入力

- ⑦利用者被保険者番号
- ⑧利用者氏名
- ⑨利用者生年月日
- ⑩ケアプラン返却予定月  
※カレンダーマークから、  
選択してください。

全項目を入力後、  
「次へ進む」を押してください。

11

## 電子申請について

**申請内容の確認**

**基本情報（連絡先）**

申請者の種別 必須  
個人

電話番号 必須

---

生年月日 必須

ケアプラン返却予定月 必須  
2024-08

**この内容で申請する**

最後に、  
申請内容の確認画面が出ます。

※事業所情報や利用者情報等、  
間違いがないかご確認ください。

※申請内容に間違いがある場合、  
正しく処理ができず、介護報酬  
請求できない可能性があります。  
ご注意ください。

申請内容を確認し、  
「この内容で申請する」を押す。

編集

12

## 電子申請について

### 申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら（申請詳細）](#) からご確認ください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

この画面が出たら、  
申請完了です。

- ・ 今回の電子申請は、委託から指定介護予防支援事業者として担当を変更する場合に、**居宅届出の代わりに経過措置**です。
- ・ 電子申請は**随時受け付けます**。  
**担当開始前までに**電子申請をするようお願いいたします。

※ただし、**認定更新のタイミングで担当を変更**する場合は、**電子申請は不要**です。  
**各区保健福祉課介護保険担当に居宅届出**を行ってください。

（例）令和6年6月30日でケアプラン終了、  
認定更新で新たに7月1日～認定開始、かつ担当変更する場合

- ・ 今後、手続きが変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

13

## ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありますが、本市の様式を使用しても差し支えありません。

※担当者会議については、照会等での対応を可能とします。

- ・ 厚生労働省例示については、下記URLからご確認ください。  
令和6年度介護報酬改定について  
介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)



ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について

## 令和6年度介護報酬改定について

政策について

- ・  (別紙様式1) 訪問看護計画書 [29KB]
- ・  PDF 介護予防支援業務に係る関係様式例の提示について [172KB]
- ・  W (様式例1) 利用者基本情報 [64KB]
- ・  W (様式例2) 介護予防サービス・支援計画書 [35KB]
- ・  X (様式例3・4) 介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表 [38KB]
- ・  PDF 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について [48KB]
- ・  W (別紙1) 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書 [89KB]
- ・  PDF 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携

14

## ケアプラン作成（地域包括支援センターによる原案確認不要）

※福祉用具を利用している場合※

福祉用具貸与・販売の選択制の導入に伴い、ケアプランを作成する際、選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案が必要となります。

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003号、老老発0331016号）に記載されている解釈通知をご確認ください。

厚生労働省のホームページに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### 基準省令に関する通知（解釈通知等）

<解釈通知（居宅）>

PDF 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について [1.4MB]

・  (別紙1) 協力医療機関に関する届出書 [49KB]

<解釈通知（地密）>

PDF 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について [1.1MB]

・  (別紙3) 協力医療機関に関する届出書 [49KB]

<解釈通知（居宅介護支援等）>

PDF 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について [521KB]

<解釈通知（介護予防支援等）>

PDF 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について [548KB]

<解釈通知（介護者（福祉施設））>

15

## ケアプラン返却

通常の返却の流れと同様ですが、以下の点が異なります。

①らくらく予約システムで返却予約を行う際、以下の通り、入力ください。

プラン種別：その他

備考：指定

②返却時、**解約届をご提出**ください。

③審査会資料を持参していただきますが、地域包括支援センターが処理後、再度居宅介護支援事業者にお渡しします。

### 原案確認スケジュール予約

日付*	開始時刻*	終了時刻*
<input type="text" value="2024-05-24"/>	<input type="text" value="09:00:00"/>	<input type="text" value="09:30:00"/>

被保険者番号*	利用者氏名*
<input type="text"/>	<input type="text"/>
数字10桁を入力して下さい	
プラン種別*	備考
<input type="text" value="その他"/>	<input type="text" value="指定"/>
<input type="button" value="確認"/>	

16



## (2) 新規に介護予防支援の利用者を担当する場合

<b>契約</b>	利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者間の契約
<b>届出</b>	介護予防サービス計画作成依頼届出書を指定介護予防支援事業者として提出 (介護保険証の届出欄に介護予防支援事業所である居宅の名称が記載される) 同時に資料提供申出書を提出し審査会資料を受領(保健福祉課介護保険担当窓口)
<b>ケアプラン</b>	指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者がケアプランを作成する。 ※ケアプランの様式については、厚生労働省より例示された様式がありますが、本市の様式を使用しても差し支えありません。
<b>請求</b>	介護報酬として指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が直接国保連に請求する。

17

## 指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意点

○は一部委託を受けている場合に可能

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○	○
指定	× (地域包括のみ)	◎ (指定居宅も可能)

① ←→ (ケアマネジメントと介護予防支援の間)  
② ↑↓ (一部委託と指定の間)  
③ ↙ (指定とケアマネジメントの間)

### ①委託として実施する場合

ケアマネジメントの種別が月ごとに変わっても現行と同じ。  
(契約書等の取直しは不要。実績提出書類を調整)

### ②介護予防支援のケアプランについて、担当(委託⇔指定居宅)を変更する場合

今回の指定居宅介護支援事業者として担当変更する場合、②に該当  
新たに利用者と契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成等が必要

※一部委託契約を継続している場合は、一度に全利用者の担当変更(委託→指定居宅)  
をする必要はなく、ケアプラン期間の終期にあわせて担当変更が可能。

18

# 指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意点

○は一部委託を受けている場合に可能

	介護予防ケアマネジメント (介護予防支援事業)	介護予防支援
一部委託	○	○
指定	× (地域包括のみ)	◎ (指定居宅も可能)

①: 一部委託と指定の間、ケアマネジメントと支援の両方向の移動を示す矢印。  
②: 一部委託と指定の間、支援のみの移動を示す矢印。  
③: 指定と指定の間、ケアマネジメントと支援の両方向の移動を示す矢印。

## ③ケアマネジメント種別の変更

新たに利用者と契約、居宅変更届の提出、ケアプランの新規作成が必要。

### 【介護予防支援→介護予防ケアマネジメントになった場合】

- ・委託を受けている事業所については、契約書等の書類一式提出、居宅変更届、ケアプラン作成等の一連の事務が必要。**※地域包括支援センターのケアプランの原案確認が必要。**
- ・委託を受けていない事業所については、地域包括支援センターまたは委託を受けている事業所へ担当変更を依頼。介護予防支援のケアプラン料の請求は出来ず、介護予防ケアマネジメントの委託料の支払も不可。

19

## 介護予防支援の指定を受ける事業者の皆様へ

介護予防支援の指定を受けるにあたって、下記7項目についてご理解いただき、業務を行っていただくようお願いいたします。

指定通知時に、下記項目についてご理解いただいたことを確認するため、チェックリストを送付予定です。

必要事項をご記入いただき、地域福祉推進課にご返送いただきますようお願いいたします。

項目	内容
委託契約	北九州市と介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託契約を継続することがのぞましいことを理解している。(委託契約の有無は介護予防支援の指定には影響しない)
請求	北九州市と介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託契約(介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第5項による)を結んでいない場合、ケアプラン種別が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合に <b>ケアプラン料の請求が出来ない</b> ことを理解している。
ケアプランの種別	ケアプランの種別が変更した場合の事務手続きについて理解している。(契約、ケアプランの変更、原案の確認、請求方法など)
検証への理解	北九州市(地域包括支援センター)が実施する介護予防サービス計画の検証について理解し、協力が可能である。(検証には地域ケア個別会議を活用することがある。)
地域ケア個別会議	地域ケア個別会議の事例提供について協力が可能である。
包括への情報提供	北九州市(地域包括支援センター)が、「介護予防サービス計画の実施状況、その他厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることがある」ことを理解している。
研修受講	地域包括支援センターが主催するケアマネジメント研修等を受講している。

## 担当変更前に 必ずご確認くださいこと

- 介護予防支援の契約を地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者である指定居宅介護支援事業者に変更する場合、**利用者に十分に説明し、理解を得た上で契約し、解約届を受領してください。**
- 電子申請や地域包括支援センターへの返却等、漏れのないよう、ご対応をお願いいたします。
- **業務委託を受けていない場合、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントにケアプランの種別が変更になった場合の対応を事前に決めておく**ようお願いいたします。

【問合せ先】  
保健福祉局地域福祉推進課  
TEL：093-582-2060